

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政業務の遂行に必要な人員を、本庁担当課室、各振興局に配置し、鳥獣行政の円滑な推進を図る。
 なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的な知識の向上に努める。

(2) 設置計画

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 環境生活部自然環境課 農林水産部鳥獣害対策課	1 5	2 0	3 5	本計画期間中において、行政需要等を検討し、決定する。			鳥獣保護管理事業計画、鳥獣行政予算、保護区等の設定、審議会、狩猟免許試験、関係団体の育成指導、その他鳥獣行政の企画・立案
か い 和歌山県鳥獣保護センター		10	10				傷病鳥獣の治療、飼育及びリハビリテーション
出 先 海草振興局衛生環境課、農業水産振興課 那賀振興局衛生環境課、農業水産振興課 伊都振興局衛生環境課、農業水産振興課 有田振興局衛生環境課、農業水産振興課 日高振興局衛生環境課、農業水産振興課 西牟婁振興局衛生環境課、農業水産振興課 東牟婁振興局衛生環境課、農業水産振興課		4 4 4 5 4 4 7	4 4 4 5 4 4 7				狩猟免許試験及び更新事務 狩猟取締り 県内狩猟者登録事務 捕獲等又は採取等の許可事務 鳥獣保護管理員の指導監督 傷病鳥獣の保護 保護区等の管理 鳥獣保護管理思想の普及啓発 鳥獣に関する生息調査 その他鳥獣行政の実施
計	7	44	51				

(3) 研修計画

名 称	主 催	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物研修 鳥獣行政担当者研修会 油汚染事故対策水鳥救護研修会	国 県 国	1 1 3	全 国 県 全 国	1 20 3	鳥獣保護管理業務、猟政事務 鳥獣保護管理業務全般 油汚染による水鳥の保護措置、技術、知識の習得	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理行政を円滑に進めるため、和歌山県鳥獣保護管理員設置要綱に基づき、県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じて、必要な人数を配置し、計画的に研修を行う。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	令和3年度末		年 度 計 画						
	人員(B)	充足率(B/A)	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)	充足率(C/A)
35 人	31 人	88 %	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	100 %

(3) 年間活動計画

活動内容	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の管理	←											→	随時
鳥獣生息状況調査	←											→	
狩猟者に対する指導、検査	←							←				→	
鳥獣捕獲許可等に関する指導及び検査	←											→	
鳥獣保護管理に関する啓発宣伝	←											→	

(4) 研修計画

名 称	主 催	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備 考
鳥獣保護管理員研修	県	1	県	35	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護管理員の職務、鳥獣保護管理事業、適正狩猟指導、傷病鳥獣救護対策、鳥獣生息調査、鳥獣保護管理思想の普及啓発、油汚染による水鳥の保護措置、技術・知識の習得	

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、被害防止目的での捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者等の確保及び育成に努める。また、環境省が行う鳥獣の保護及び管理に係る人材登録事業を適宜適切に活用する。

(2) 狩猟者の育成及び確保のための対策

保護及び管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟免許の取得支援を行うとともに初心者に対して技術研修を実施し、人材育成に努める。

4 鳥獣保護センターの設置

(1) 方針

傷病鳥獣を保護・治療し、野生に復帰するまでリハビリテーションができる施設として、また、自然保護の必要性、野生鳥獣の生態等を広く県民が理解できるように愛鳥思想の普及啓発の施設として、鳥獣保護センターを位置づける。

(2) 鳥獣保護センターの施設の状況

名 称	整 備 年 度	施設の所在地	面 積	施 設 の 概 要	施 設 の 内 容	利用の方針	備 考
和歌山県 鳥獣保護 センター	平成12年度	海草郡紀美野町 国木原381	459㎡	管理棟 264 ㎡ 飼育棟 108 ㎡ フラインク [®] ケージ 87 ㎡	処置室、解剖室 飼育室	傷病鳥獣の 救護、調査 研究	

5 取締り

(1) 方針

狩猟による事故や鳥獣の違法捕獲等又は採取等、違法飼養等を未然に防止するため、鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員、警察と連携を密にして指導取締りを積極的かつ計画的に行う。

特に、鳥類の違法捕獲の取締りについては、違法飼養の未然防止のため随時実施し、特に、繁殖期を中心に過去の密猟多発の場所を重点に巡回する他、かすみ網等による違法な使用に対する取締りを重点的に行うとともに、必要に応じて鳥獣の販売店等を巡回し、違法販売を取締る。

さらに、緊急時の取締りに対応するため、あらかじめ動員体制を確立しておく。

(2) 年間計画

事 項	実 施 時 期												備 考
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
鳥類の卵の採取等及びヒナの違法捕獲取締り	←			→			←	→					随 時
飼養鳥類の違法捕獲及び無登録飼養取締り	←											→	
狩猟取締り（狩猟時間及び人家等に向けての矢先不確認取締り、銃猟禁止場所での取締り、禁止猟具及び猟法を用いての捕獲等取締り、無登録者の取締り、狩猟禁止場所での取締り等）								←				→	
狩猟道德の向上の指導								←				→	随 時 随 時 随 時 随 時
許可捕獲における違法捕獲取締り	←											→	
鳥獣の加工業者に対する立ち入り検査	←											→	
鳥獣の販売業者に対する立ち入り検査	←											→	
猟具販売業者に対する立ち入り検査	←											→	

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

現在、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等の鳥獣による農林水産業等への被害は、捕獲数が増加しているにも関わらず、依然として厳しい状況にある。さらに、ツキノワグマ等、一部の獣類が住居集合地域等の人の生活圏へ出没することによる生活環境被害にも留意する必要がある。

一方で、生息・生育環境の悪化等による地域個体群の維持が危ぶまれている種が生じており、希少種保護や生態系保全にも適切な対応が求められている。

また、鳥獣の保護及び管理の重要な担い手である狩猟者については、高齢化等に伴い減少しており、その確保が必要な状況となっている。

これらを踏まえ、野生鳥獣の種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害防止を基本とし、関係者が連携し、鳥獣保護管理事業を実施していく。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等の狩猟に係る各種規制制度を必要に応じて実施する。また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、柔軟に対処する。